

## 議案第114号

### 公立大学法人大阪市立大学定款の一部変更について

公立大学法人大阪市立大学定款の一部を次のように変更する。

第7条中「に掲載して」を「への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により」に改め、同条ただし書中「大阪市公報に掲載すること」を「掲載等」に、「掲載に」を「掲載等に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第114条第2項の規定による公告については、日刊新聞紙に掲載して行うことができる。

第16条第2号中「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

#### 附 則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

平成30年5月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

公立大学法人大阪市立大学の公告の方法を改めるため、定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

公立大学法人大阪市立大学定款（抄）

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、大阪市公報に 掲載して  
への 又はインターネットの利用（以下「掲載等」とい  
行う。ただし、天災その他やむを得ない事由により大阪市公報に掲載することが  
う。）により 掲載等  
できないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載 に代えることができる。  
掲載等

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」とい  
う。）第114条第2項の規定による公告については、日刊新聞紙に掲載して行うことができる。

（役員会の議決事項）

第16条 役員会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）により市長の認可又は  
承認を受けなければならない事項

(3) - (5) 省 略

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(定 款)

第8条 省 略

- 2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 - 4 省 略

